

平成27年度「ねんきん定期便」(受給者)
平成27年6～11月

「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間などに関する情報をお送りするものです。

お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」でご回答ください。(「もれ」や「誤り」がない場合は、ご回答いただく必要はありません。)

同封した書類

- ねんきん定期便
 - ・「これまでの年金加入期間」……………C-1ページ
 - ・これまでの『年金加入履歴』です。……………C-2ページ
 - ・これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。……………C-3厚ページ
(厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています。)
 - ・これまでの国民年金保険料の納付状況です。……………C-3国ページ
(国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。)
- 「ねんきん定期便」の見方ガイド
- 年金加入記録回答票、返信用封筒

(お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。)

お客様の照会番号

「ねんきん定期便」には個人情報に記載されていますので、大切に保管してください。

「ねんきん特別便」に未回答または「訂正なし」と回答された方へのお知らせ

アクセスキーを使えば、ご利用登録はとっても簡単！

- ◇インターネットサービス「ねんきんネット」では、24時間いつでも、ご自宅のパソコンやスマートフォンで年金加入記録を確認できます。
- ◇また、今後の年金制度への加入予定などを入力して年金見込額を試算できます。
- ◇下記の「アクセスキー」を使えば、わずか**5分**で登録が完了します。ぜひご登録ください。

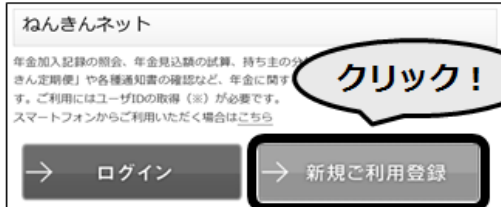
お客様のアクセスキー

(有効期限：本状到着後3カ月)

STEP
1

まずは登録画面へ！

パソコンの場合は、



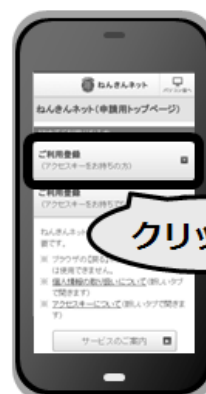
クリック！



クリック！

読み取り！

スマートフォンの場合は、



クリック！

STEP
2

必要事項を入力！

- 1 アクセスキー
 - 2 基礎年金番号
 - 3 メールアドレス
 - 4 お客様の情報 (氏名、生年月日) などをに入力！
- ご注意事項を
ご覧ください。

STEP
3

ユーザIDを確認！


STEP 2で入力したメールアドレスへ、ユーザID確認用URLが送信されます。

確認用URLをクリックして、ユーザIDを確認！

ご注意事項

- 1 すでに「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されていますが、改めてのご登録は不要です。
- 2 基礎年金番号は「年金手帳」や「年金証書」に記載されている10桁の番号です。「年金手帳」や「年金証書」をお持ちでない場合は、年金事務所や街角の年金相談センターで「年金手帳」や「年金証書」を再発行することができます。
- 3 ご家族の方などと共有しているメールアドレスを登録する場合は、必ず共有している方の了解を得てください。

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

 **0570-058-555**

※050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

お問い合わせの際は、照会番号または基礎年金番号をご用意ください。

【受付時間】

月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ねんきん定期便



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

照会番号

(お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。)

様の

「ねんきん定期便」です。

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日に作成しており、
平成 年 月までの年金加入記録を
表示しています。

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間 (年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			厚生年金保険 (b)	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月	月	月	月	月

(参考) これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	円
(2) 厚生年金保険 (厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	円
これまでの保険料納付額【(1) + (2)】	円

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。

- ・現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。
- ・各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の
年金加入記録に関する情報を
音声でご案内します。



これまでの『年金加入履歴』です。

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの4～7ページをご覧ください。)

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。
 ・現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。
 ・各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1 平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1 平成 5. 10. 1	18)
2	国年	第1号被保険者 (空いている期間があります。)	平成 5. 10. 1	平成 7. 4. 1	18)
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1		120

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計 (未納月数を除く)	⑪合算対象期間等	⑫受給資格期間
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間			
14	0	0	0	0	0	120	134	120	120	0	0	254	3	257
国民年金被保険者期間における未納月数(※)			1	付加保険料納付月数(再掲)			0	(18)	(18)					

【備考欄】

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※blank (空白) となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同様にblankで表示されますので、C-2の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きの流れ

お知らせした年金加入記録を十分にご確認ください。

- ・「ねんきん定期便」の見方は、2～11ページをご覧ください。

「もれ」や「誤り」がある

「もれ」や「誤り」がない

ご回答いただく必要はありません。

「年金加入記録回答票」を記入してください。

- ・記入方法は「年金加入記録回答票」の裏面をご覧ください。

「年金加入記録回答票」を返送してください。

- ・同封の返信用封筒に「年金加入記録回答票」を入れ、ポストに投函してください。

日本年金機構において年金加入記録の調査・確認を行います。

- ・調査・確認の結果をお送りするまでに相当期間がかかりますことをご容赦ください。

年金加入記録の統合（確認完了）

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』

お問い合わせの際は、「ねんきん定期便」（C-1ページ）の照会番号をお知らせください。

※お客様の電話番号が050で始まる場合は

 **0570-058-555** **03-6700-1144**（一般電話）

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後7時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ご利用にあたっての留意事項

- ・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一般固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金となります。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
- ・月曜日などの休日明けやお手元に通知書が届いた直後（5日間程度）は、電話がつながりにくくなります。週の後半や月の後半はつながりやすくなっています。
- ・オンライン端末の稼働時間によっては、ご照会の回答が翌日以降になる場合があります。

「ねんきん定期便」の見方ガイド（老齢年金受給者）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

I ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

- これまで、皆様に「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨ご回答いただいた方のうち、多くの方の年金加入記録が回復しています。
- お勤めされていた期間が短期間であっても、それが年金の受け取りに結び付く可能性があります。
- さらに、消費税率10%への引き上げ時（平成29年4月）に、老齢年金の受け取りに必要な年金加入期間が25年（300月）から10年（120月）に短縮することが予定されています。
- ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」にてご回答いただきますようお願いいたします。

II ねんきん特別便等に未回答の皆様へ

- 年金記録問題の解決に向け、これまで、皆様に年金記録をご確認いただくために、下の表に記載しているお知らせをお送りしました。
- これらのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨ご回答いただいた方のうち、多くの方の年金加入記録が回復しています。
- まだ、ご回答いただけていない方は、ぜひ、この「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」にてご回答いただきますようお願いいたします。

お送りしたお知らせ	対象者
「ねんきん特別便」（水色または黄緑色の封筒）	年金に加入している方および加入していた方
「年金記録の確認のお知らせ」（黄色の封筒）	未統合記録の持ち主と思われる方

「ねんきん定期便」の見方

1. これまでの年金加入期間

a 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※3/4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

b 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは

- ・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。

- ・第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

- ・第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
 - ・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間
- ・第1号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出してください。
※すでに種別変更の届出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに国のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い

- ・実態は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。
- ・この「3号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
※国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると時効で納めることができません。
- ・「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。お心当たりの方は、年金事務所にお問い合わせください。

c 「合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
- ◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（C-3国ページ）でご確認ください。

ねんきん定期便



日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

様の
「ねんきん定期便」です。

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日に作成しており、
平成 年 月 月までの年金加入記録を
表示しています。

照会番号

（お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。）

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの加入期間（年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）

第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金 計 (未納月数を除く)	厚生年金保険 (b)	船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
月	月	月	月	月	月	月	月

(参考) これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	円
(2) 厚生年金保険 (厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】	円

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。

・現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。

・各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の
年金加入記録に関する情報を
音声でご案内します。



C-1

2010*****2

(参考) これまでの保険料納付額 (累計額)

d 「(1) 国民年金」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。
 - ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
 - ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
 - ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
 - ・国民年金保険料の一部免除（1/4免除、半額免除および3/4免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

e 「(2) 厚生年金保険」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率を乗じて計算しています。
 - ・被保険者負担分のみを計算しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。
 - ・旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成9年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
 - ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成14年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
 - ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
 - ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
 - ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方①

a 「②加入制度」欄

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険

b 「③お勤め先の名称等」欄

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第3号被保険者でない方）
第2号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。

- 年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
- 厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

《厚生年金基金に関するお問い合わせ先》

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方

- ▶企業年金連合会（年金相談室） 0570-02-2666（ナビダイヤル）
※お客様の電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方

- ▶現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの4～7ページをご覧ください。)

表示している年金加入期間や年金基金納付には、共済組合等における加入記録は反映されていません。
・厚生年金基金と共済組合等の情報交換により加入記録を反映しているところでは、各共済組合等における加入記録とは、各共済組合等と合わせて表示されています。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者 (空いている期間があります。)	平成 5. 10. 1	平成 7. 4. 1	18
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1		120

⑦国民年金				⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計 (注)月数を除く		⑪合算対象期間等	⑫支給資格期間			
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数	加入月数(基金)	加入月数(基金)	加入月数	加入期間	加入月数	加入期間	
14	0	0	0	0	0	120	134	120	120	0	0	254	3	257
国民年金被保険者期間における未納月数(※)			1	付加保険料納付月数(再掲)		0	(18)	(18)						

【備考欄】

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

C-2 / 2010*****Z

c 「④資格を取得した年月日」欄

◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

d 「⑤資格を失った年月日」欄

◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
現在加入中の場合は、空欄となります。

e 「⑥加入月数」欄

- 「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。
なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。
- 「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第1号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。
- 現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

年金記録確認のチェックポイント

ア 年金加入履歴を表示している前の期間

イ 空いている期間

ウ 年金加入履歴を表示している後の期間

ア イ ウ の期間（共済組合等の加入記録を除く）は、特にご確認いただきたいポイントです。

以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった

- 学生であったが国民年金に加入していた。
- 夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた（昭和61年3月以前に限りです）。

この期間働いていた

- 退職後、結婚し姓が変わった。
- いろいろな名前の読み方がある。
- 事情があって本名とは異なる名前で勤めた（異なる名前で記録されている可能性があります）。
- 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた（異なる生年月日で記録されている可能性があります）。
- 転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。
- 同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。
- 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- 試用期間中に退職した。
- 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりの方は、思い当たる内容について、同封の「年金加入記録回答票」に記入し、返信用封筒で返送していただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方②

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの4～7ページをご覧ください。)

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。
・現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。
・各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

① 加入制度	② 勤め先の名称等	④ 資格を取った年月日	⑤ 資格を失った年月日	⑥ 加入月数
ア 厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2 国年	第1号被保険者 (空いている期間があります。)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1)
3 厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4 国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1		120

ア イ ウ

a b c d

⑦ 国民年金					⑧ 厚生年金保険	⑨ 船員保険	⑩ 年金加入期間合計	⑪ 合算対象期間等	⑫ 受給資格期間						
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	納付済月数計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(基金)	加入期間(基金)
14	0	0	0	0	120	134	120	0	0	254	3	257			
国民年金被保険者期間における未納月数(※)					1	付加保険料納付月数(再納)	0	(18)	(18)						

【備考欄】

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

C-2 / 2010*****Z

a 「⑦国民年金」欄

- ◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。
- ◆「納付済月数」欄
 - ・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
 - ・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。
- ◆「半額免除月数」、「3/4免除月数」および「1/4免除月数」欄
 - ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。
- ◆「学特等月数」欄
 - ・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数を表示しています。
 - ・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、老齢年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。
- ◆「国民年金被保険者期間における未納月数(※)」欄
 - ・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
 - ・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
 - ・国民年金の任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。
 - ・納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

b 「⑧厚生年金保険」欄、 c 「⑨船員保険」欄

- ◆厚生年金保険および船員保険の加入期間の月数を表示しています。
- 加入月数と加入期間**

 - ・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
 - ・「加入期間」は、「⑧厚生年金保険」欄では坑内員、「⑨船員保険」欄では船員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4/3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6/5倍して表示しています。
 - ※坑内員または船員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。
- ◆「⑧厚生年金保険」欄の下段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで表示しています。

d 「⑪合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
※「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」については、2ページをご覧ください。
- ◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」(C-3国ページ)でご確認ください。

「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。」の見方

a 「年度」欄

- ◆上段は年度を表示しています。
4月から翌年3月までを1年度としています。
- ◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。
(厚年)：厚生年金保険
(船保)：船員保険

b 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

- ◆「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」の場合
 - ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
 - ・旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前(昭和61年3月以前)の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
 - ・旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成9年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。
 - ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成14年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。 表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。 (このお知らせは「ねんきん」ガイドの8～9ページをご覧ください。)		標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
年度	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同時にブランクで表示されますので、C-2の「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。											
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

C-3 厚 / 2010*****Z

標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、お客様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

1. 標準報酬月額

- ・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金の額を決定する時に、その計算の基とするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- ・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限(最高額)は62万円、下限(最低額)は9万8千円です。上限を超える、または下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。
※標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

(1) 標準報酬月額を決定する時期

- ・標準報酬月額は、まず、入社した時に決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

<定期的に決定する時期>

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

- ・このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。詳しくは、日本年金機構のホームページ「ねんきん定期便に関するQ&A」をご覧ください。

(2) 標準報酬月額の決定の基となる報酬

- ・標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労働の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- ・報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

2. 標準賞与額

- ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金の額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ・標準賞与額の上限(最高額)は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円です。
- ・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。
※平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算の基とはならない(標準賞与額とはならない)ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3. 保険料の計算と納付

- ・厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

